② 平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす一般土木工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐ 最大径間長20m以上の水門または可動堰新設工事の施工経験

㋑ 当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋑「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できることとし、うち１人が上記①及び②の要件を満たしていること。なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑺ 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽ 経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、⑴及び⑺の要件を満たしていること。

⑾ 入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は契約担当官等の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない。

⑿ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀ 当該工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。

３ 総合評価に関する事項

⑴ 評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①から②までと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

② 技術提案

ⓐ 指定テーマ：躯体コンクリートの品質確保に関する技術提案内容

なお、上記②技術提案の評価は入札説明書等に示された内容（以下「標準案」という。）について、それと異なる施工方法等（以下「ＶＥ提案」という。）を評価し標準案は評価しない。

⑵ 技術提案における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）として、設計図書における諸法令を遵守するとともに、東北地方整備局制定共通仕様書及びａ）の要件を満たしており、その施工計画が具体的に示されていること。

ａ）躯体コンクリートの品質確保において施工上配慮すべき事項について、設計図書を満たしており、その施工計画が具体的に示されていること。

⑶ 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑷「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐ 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

㋑ 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

② 上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑷ 総合評価の方法

① 標準点　本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術提案の内容に応じ、上記３⑴①の評価を行い施工体制評価点を与え、上記３⑴②の評価を行い、加算点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は30点とする。

③ 入札価格及び技術提案に係る総合評価は、標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た評価値をもって行う。

⑸ 上記⑷②の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。

４ 入札手続等

⑴ 担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第二係　電話022―225―2171㈹　内線2531

⑵ 入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）

交付期間は、公告の日から平成25年９月４日午後４時まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記⑴の担当部局へその旨申し出ること。

また、他社が取得した入札説明書等を譲り受け、申請書及び確認資料を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第５条に基づき、入札の取り止め等を措置することがある。

⑶ 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法　申請書及び確認資料は、平成25年７月22日午後４時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出することもできる。

⑷ 入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法　入札の締切は、平成25年９月４日午後４時。入札は電子入札システムにより行うこと。ただし、承諾を得た場合は上記⑴の担当部局に持参、郵送又は託送により提出することもできる。

開札は、平成25年９月９日午後１時30分東北地方整備局入札室にて行う。

⑸ 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

① 期間　競争参加資格確認通知の日の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成25年８月19日まで）。

② 場所　上記⑴に同じ。

③ 方法　持参、郵送により提出すること。

５ その他

⑴ 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁　東北地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。